

平成 26 年 3 月 28 日
大阪市人事室組織担当課長 井上
電話：06-6208-7660

平成 26 年度の組織改正を実施します

大阪市では、平成 26 年 4 月 1 日付けで、組織改正を実施します。

平成 24 年度には区役所の体制強化、平成 25 年度には大阪府市大都市局や経済戦略局の新設を行うなど、組織パフォーマンスの向上を図ってきました。

平成 26 年度については、厳しい財政状況となっている中で、市政改革プランを着実に実行して無駄を徹底的に排除した行財政運営を行いつつ、社会経済情勢の変化に対応できるよう、担当部門の集約化や事務執行体制の強化などを行い、効率的な組織運営を実施します。

1 区政支援体制の強化

これまで区政運営については「自律した自治体型の区政運営」をめざし、区長を「区シティ・マネージャー」として位置付け、区内の基礎自治に関する施策や事業についての決定権を住民により身近な区長に移譲し、区長の意向を反映した予算編成を行ってきました。

また、地域活動の支援については、地域社会が抱える諸課題に対応していく仕組みとして地域活動協議会の形成支援や地域活動に対する財政的支援の再構築を行ってきました。

これらの区政運営や地域活動支援にかかる制度が一定、定着してきた状況の中で、制度設計を行ってきた市政改革室の区政改革担当及び地域力復興担当を、市民局に一元化し、より効率的・効果的に区政支援を行うことができるよう体制を強化します。

具体的には、局長級の区政支援室長をトップとして、区政の企画・支援などを行う政策支援部門、地域活動の活性化促進などを行う地域力部門、NPO活動の支援・地域の防犯対策などを行う市民活動支援部門を置くこととします。

また、この改正に伴い、市民局の市民部を総務部へ名称変更します。

2 教育委員会事務局の体制強化

(1) 内部統制体制の強化及び指揮命令系統の明確化

平成 24 年 12 月に桜宮高等学校で発生した事案を真摯に受け止め、二度とこのような痛ましい事案を起こさないために、平成 25 年 7 月に市長と教育委員会が共同で設置した「教育委員会のあり方検討会議」において教育委員会を巡る諸課題とその対応策を検討し、12 月に取りまとめた報告書の提言を受けた体制強化を行います。

具体的には、学校は教育委員会事務局の内部統制体制に組み込まれていないとの指摘があっ

たことから、教育委員会をトップとする学校の内部統制体制を構築し、公益通報への対応などの内部統制関係事務を総括するため、教務部に教職員服務・監察担当課長を新設するなど体制を強化します。

また、教育職は校長に対して必要な指揮命令や適切な指導助言を行使しにくい実態があるとの指摘があったことを受け、指導部における行政職と教育職との役割分担を図り、校長に対する指揮命令は行政職が担うようにするため、指導部に行政職の課長代理級ポストを新設するなど体制を強化します。

(2) 教育関連施策等の推進体制の強化

平成 27 年度までの取組みを定めた「大阪市教育振興基本計画」をさらに推進するため、教育改革関連施策の総合調整等を行う教育改革推進担当部長、児童生徒の学力向上に係る施策の総合調整を行う学力向上支援担当部長を新たに設置します。

3 その他の主な組織再編

(1) 大阪の経済成長の実現に向けたビジネス環境の整備に係る部署の集約（経済戦略局）

ビジネス環境の向上を図り、大阪の国際競争力を高めるため、これまで企業等の進出支援を中心に担ってきた経済戦略局企業立地部を立地推進部に名称変更し、総務部から国際ビジネス交流推進にかかる事業を所管する国際課、ビジネス創出につながる事業を所管する都市計画局のイノベーション担当部門などの関係部署を一元化することにより、より効果的な事業の推進を図ります。

(2) 内部統制体制の確立（総務局）

平成 25 年 5 月の「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の運用状況」に関する公表誤りがあったこと、今後とも公益通報の受付件数の増加が見込まれることから、公益通報への取組みの充実・強化を図るとともに、公正な職務の執行の確保に向けて職員の自律的な取り組みである内部統制体制を構築するため、総務局に理事、監察部内部統制担当課長を新設します。

(3) 生活困窮者に対する自立支援体制の強化（福祉局）

平成 27 年 4 月に予定されている生活困窮者自立支援法の施行にあたり、地域福祉課の生活困窮者支援に係る業務と同課のホームレス自立支援に係る業務、保護課のあいりん地域の環境改善対策に関する業務等を合わせ、総合的な施策展開を図るため、生活福祉部に生活困窮者自立支援室長（部長級）をトップとする体制を整備します。

(4) 更生相談所の廃止、西成区保健福祉センター分館の設置等（福祉局・西成区）

西成区内の生活保護業務を効率的に実施するため、更生相談所を廃止のうえ、西成区保健福

社センター分館とし、同所の業務のうち生活保護に係る業務、住居のない方への相談支援等の業務について西成区保健福祉センターへ一元化します。

なお、あいりん地域の環境改善対策に関する業務は、福祉局が引き続き担当します。

(5) 大正工場の廃止 (環境局)

ごみ焼却工場の稼働体制について、新たなごみ処理計画やごみ量の推移を踏まえた見直しを行い、大正工場 (破砕施設併設) を廃止します。

(6) 長吉東部土地区画整理事務所の廃止 (都市整備局)

長吉東部地区における土地区画整理事業の進捗に伴い、長吉東部土地区画整理事務所を廃止します。

(7) 下水道事業の経営形態の見直し (建設局)

平成 25 年度に、市域の一部の下水道施設の運転維持管理業務について、一般財団法人都市技術センターに外部委託化を行ってきたところですが、その範囲を市全域の下水道施設に拡充して外部委託を行います。

また、下水道事業の運営に関わる経営形態の見直しに伴い、下水道河川部に下水道関連の土木施設・機械設備等の維持管理に係る連絡調整を行う施設管理課を新たに設置するとともに、下水道施設・設備等の工事設計及び連絡調整を行う設備課を管理部より移管します。

(8) 天王寺動物公園事務所及び西南方面公園事務所の新設 (建設局)

これまで天王寺動植物公園事務所では、天王寺公園、天王寺動物園及び浪速区・住之江区・西成区の 3 行政区の公園管理運営を行ってきましたが、大阪都市魅力創造戦略において、天王寺・阿倍野地区が重点エリアの 1 つとして指定されたことを受けて、天王寺動物園を核とし、天王寺公園等の施設と一体となった管理運営に特化する天王寺動物公園事務所を設置するとともに、3 行政区の公園の管理運営、樹木の維持管理業務を行うため、新たに西南方面公園事務所を設置します。

(9) 消防行政に関する企画立案体制の強化 (消防局)

質的に多様化・高度化し、増大する消防行政需要に対し、事務事業の選択と集中による戦略的な消防行政を推進していくため、新たに企画部を設置し、局業務の企画立案や進行管理を担っている企画部門の体制強化を図ります。

(10) 高度専門教育訓練センターの新設 (消防局)

府市消防学校双方の利点・長所を活用した機能分化を図るため、市消防学校を高度専門教育訓練センターとし、上級予防・上級救助研修などの高度かつ専門的な教育訓練のほか、府内の

救急救命士養成を一元化して効率的に実施します。

(11) 交通局の職制改正

地下鉄事業について、管理体制の強化と経営責任の明確化を図り、収益及び事業規模の拡大に取り組むため、経営戦略の策定並びに経営資源を管理する「経営管理本部」を新たに設置します。この本部のもとに経理部及び調達部を新設し、一層の収支管理の徹底と適正かつ効果的な経営分析や、柔軟な契約手続きと資材購入コストの削減を図ります。

(12) 水道局の職制改正

水道事業のより効率的な経営体制を構築するため、総務部広域事業開発・推進課及び工務部計画課の一部を統合し、総務部に新たに経営改革課を設置します。

4 地域ニーズに応じた区役所の体制について

区役所においては、区長自らが柔軟に組織をマネジメントできるよう、規定整備をしています。26年度に向けての組織体制について、引き続き、各区のニーズ・特性に応じた組織体制を構築します。

区役所の組織改正の詳細については、各区役所へお問い合わせください。